

最高裁秘書第4053号

令和4年1月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年12月6日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付の訴追決定に関して、裁判官弾劾法14条3項に基づき、最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第51号

令和4年1月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付の訴追決定に関して、裁判官弾劾法14条3項に基づき、最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月10日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第50号

(2) 謝問日

令和4年1月11日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第52号

令和4年1月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

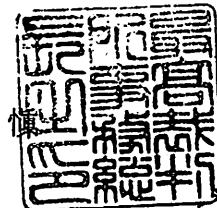
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第50号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年1月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、公務員の職務の遂行に係る情報であるし、弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は公開の法廷で行われる（裁判官弾劾法第26条）ことからすれば、訴追状には不開示情報は含まれていない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

令和3年6月16日付の訴追決定に関して、裁判官弾劾法14条3項に基づき、最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

（1）原判断において不開示とした訴追状（以下「本件訴追状」という。）に記載されている裁判官の氏名等は、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める個人識別情報に相当する。

また、裁判官訴追委員会及び裁判官弾劾裁判所に対する、開示についての意見照会の回答を踏まえ、次のとおり判断した。本件訴追状に係る第1回公判は、まだ開かれていないところ、裁判官弾劾裁判所規則第27条本文は、「事件に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と定めており、

本件訴追状は「事件に関する書類」に該当することから、最高裁判所が公判の開廷前にこれを開示することによって、裁判官弾劾裁判所における裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、裁判官弾劾法第10条3項は、「訴追委員会の議事は、これを公開しない。」として、議事非公開の原則を定めているところ、本件訴追状は、裁判官訴追委員会が弾劾裁判のために作成し、裁判官弾劾裁判所に提出したものであり、弾劾裁判の公判廷において朗読されるまではその内容を公にすることは予定されていないものであることから、公判の開廷前に、最高裁判所がこれを開示すると、今後、裁判官訴追委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ及び裁判官訴追委員会が行う審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件訴追状に記載された情報は、全体として法5条5号及び第6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

(2) よって、原判断は相当である。